

4 おわりに

4 おわりに

4.1 県の将来像に関する検討

4.1.1 これまでの取組み（広域的水道整備計画）

本県では「宮城県広域的水道整備計画」を策定し、水資源の総合的供給体制の確立及び将来の水道用水の需要への対応を進めてきた。当該整備計画では、策定時点での広域的な課題であった、水需要の増加への対応としての水源の確保や、小規模市町村への安定供給体制の確立などに対して、一定程度の解決を図ることができた。

一方で、当初想定を下回る人口状況や節水型給水機器の普及といった社会情勢の変化等により、計画に沿った広域化の整備が進展せず、現状との乖離が生じている。

4.1.2 今後の視点

市町村では、水需要の減少の他に、これまで安定供給を支えてきた水道施設の老朽化、その対策のための更新資金の不足、水道を担う人材の不足など、複数の課題を抱えている。これらの課題は、時間の経過とともに深刻化するものであり、市町村単独では解決が困難と考えられることから、広域的に連携しこの課題に対応していくことが、安全な水の安定供給を将来に渡って持続するために有効な手法であると考えられる。

また用水供給事業においても、市町村の水需要の減少に対応しつつ、経営を持続させる必要があり、全国的にも用水供給事業と受水水道事業の統合による効率化、経営基盤強化の取組みが行われている事例がある。

このような経緯を踏まえると、県内水道事業の経営持続性を維持・向上していくためには、地域及び県全体での全体最適の視点が必要であると考えられる。

4.1.3 県の将来像（素案）

県内水道事業の経営持続性を維持・向上していくためには、県内水道事業のこれまでの取組み、今後見込まれる変化への対応、全国的な広域連携の機運など、これまでの経緯や取り巻く状況を踏まえ、今後は地域及び県内における「全体最適」を考え、実現することが必要である。

「全体最適」を考える上では、「施設における全体最適（ハード面）」と、「経営における全体最適（ソフト面）」の両方の視点から検討し、総合的に「全体最適」を実現することが必要である。

➤ 施設における全体最適

⇒事業主体の枠にとらわれず、用水供給事業や末端給水事業、また簡易水道事業も含めて、今後の人口減少に対応しながら、最も効率的な施設利用・配置、すなわち「全体最適」を検討する。

例) 香川県では、施設における全体最適を検討した結果、県内の浄水場を 71 箇所から 38 箇所に統廃合する方針としている（図 4.1 参照）。

➤ 経営における全体最適

⇒地域や県全域を対象とした「組織の一体化」なども含め、人的・物的資源の効率的な活用、すなわち「全体最適」を検討する。

例) 広島県では、経営における全体最適を検討した結果、広域化にステップ I として、市町と県で企業団を設立し、企業団で各事業を一体経営する方針としている（図 4.2 参照）。

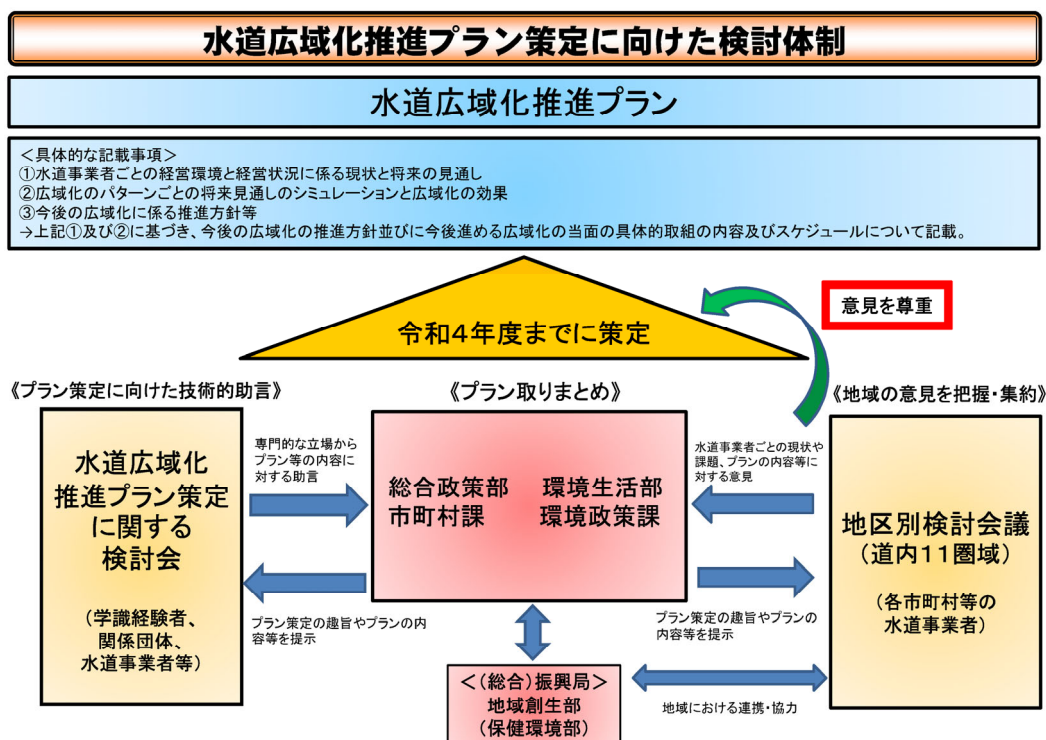
4.2 今後の取組み

4.1.3 に記載した考え方をベースに、今後、その実現に向けた方向性や具体的な取組方法を検討することとなるが、現時点でイメージする将来像は市町村ごとに異なり、広域連携に関する温度差も大きいと考えられる。

したがって、有識者等の俯瞰的・客観的意見を踏まえつつ、市町村・県が主体的に議論する体制を構築し、イメージを共有・擦り合わせることで、最終的な合意に結び付けることが有効と考えられる。北海道では、水道広域化推進プラン策定に向けた検討体制として、各市町村等の水道事業者が集まり、水道事業者ごとの現状や課題、プランの内容等に対する意見を行う「地区別検討会議」とは別に、有識者等が専門的な立場からプラン等に対する助言を行う場である「水道広域化推進プラン策定に関する検討会」を設置している。

また現時点でも、水質管理の共同化や営業業務の共同化などについては、検討の意向を示す市町村が多い圏域も見受けられることから、これらの検討も同時並行で進めることで、発展的な広域化を通じた地域の「全体最適」実現の核となるグループの形成も期待される。この点で、検討の意向を示す市町村の取組みを、引き続き県がサポートすることも必要であると考えられる。

さらに、用水供給事業を担う県企業局では現在、上水道、工業用水道、下水道の各事業を一体的に官民連携により管理・運営する「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」の導入を進めていることから、この事業の優先交渉権者の提案事項を踏まえつつ、維持管理の共同化(共同委託)等を進めることも、県内水道基盤強化のための方策の一案と考えられる。



※ 北海道水道広域化推進プラン策定に関する検討会 第1回検討会 資料2 より
 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kouikika/shiryou2.pdf>)

図 4.3 北海道の水道広域化推進プラン策定に向けた検討体制

水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務

報告書

令和3年3月

宮城県